

障がいのある者の雇用と活躍推進に関する理念

(平成22年6月17日)

大阪大学は、『多様な人材活用推進に関する基本理念』のもと、障がいのある者の雇用と、能力を十分に発揮して働ける環境の整備を積極的に推進する。

教育・研究の幅の拡大と質の向上を通じて、社会の様々な要請に応えていくことは大学の本分である。そのためには異なった経験や知識、感性を有する多様なメンバーに大学が支えられていなければならない。障がいのある者の視点は、教育・研究の新しい分野を拓き、充実したものにするとともに、様々な背景を持った人々を社会の対等な構成員として尊重できる人材の育成と排出を促進し、本学の発展に大きく貢献するものと期待される。

そのために、本学は、平成19年9月にわが国が署名した『障害者の権利に関する条約』にも留意しつつ、障がいのある教職員に対する就労支援、職域開拓、環境整備などを積極的に進める。

また、わが国の現行法である『障害者基本法』と、これを受けた『障害者の雇用の促進等に関する法律』は、社会連帯の理念に基づく障がい者の雇用安定に向けた努力や、事業主による障がい者の雇用義務等について定めており、障がいのある者の雇用促進は本学が当然果たすべき社会的責任でもある。

以上のことから、大阪大学は、障がいのある者の雇用を一層推進し、その活躍を積極的に支援していくことをここに宣言する。